

消 防 予 第 5 5 6 号  
消 防 危 第 2 9 4 号  
平成22年12月22日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消 防 庁 予 防 課 長  
消 防 庁 危 険 物 保 安 室 長  
( 公 印 省 略 )

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令等の公布について（通知）

「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令」（平成22年総務省令第111号。以下「改正規格省令」という。）、「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項の技術上の基準に関する特例を定める省令」（平成22年総務省令第112号。以下「特例省令」という。）、「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第111号）の施行に伴う消防法施行令第30条第2項及び危険物の規制に関する政令第22条第2項に規定する総務大臣が定める日を定める件」（平成22年総務省告示第440号。以下「特例告示」という。）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件」（平成22年消防庁告示第24号。以下「改正点検告示」という。）が、本日公布されました。

今回の改正は、昨年9月に大阪市で発生した老朽化消火器の破裂事故等を踏まえ、消火器に安全上の注意事項等についての表示を義務付けるとともに、消火器の定期点検において耐圧性能点検を導入する等の改正を行うものです。

貴職におかれましては、下記事項に留意のうえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨を周知されるようお願いいたします。

## 記

### 第一 改正規格省令、特例省令及び特例告示に関する事項

#### 1 改正規格省令に係る事項

(1) 住宅用以外の消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する（改正規格省令による改正後の消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号。以下単に「規格省令」という。）第38条関係）。

ア 住宅用消火器でない旨

- イ 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別
  - ウ 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
  - エ 使用時の安全な取扱いに関する事項
  - オ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
  - カ 点検に関する事項
  - キ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
  - ク 消火器が適応する火災の絵表示
- (2) 住宅用消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する（規格省令第44条関係）。
- ア 住宅用消火器である旨
  - イ 使用時の安全な取扱いに関する事項
  - ウ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
  - エ 点検に関する事項
  - オ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
- (3) 交換式消火器の表示すべき事項に次の事項を追加する（規格省令第51条関係）。

廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

## 2 特例省令に係る事項

特例省令は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下単に「令」という。）第30条第2項及び危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危険物政令」という。）第22条第2項の規定に基づき、次に掲げる消火器のうち、規格省令の規定による技術上の規格（以下「新規格」という。）に適合しないものについて、平成23年1月1日から11年間に限り令第30条第1項及び危険物政令第22条第1項の特例を定めることとしたこと。

- (1) 改正規格省令の施行の際、現に存する防火対象物における消火器又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消火器
- (2) 改正規格省令の施行の際、現に存する製造所等における消火器又は現に消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第11条第1項の規定による許可に係る設置若しくは変更の工事中の製造所等に係る消火器

## 3 特例告示に係る事項

令第30条第2項及び危険物政令第22条第2項の規定に基づき、新規格に適合する消火器を供用することができる日として総務大臣が定める日を平成24年1月1日としたこと。

## 第二 改正点検告示に係る事項

### 1 内部及び機能に関する点検について

消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）のうち、製造年から3年（化学泡消火器にあつては設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から

ら5年)を経過したもの又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは緊結部等に異常が認められたものについて実施すること。この場合において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器にあつては、抜取り方式により点検を行うことができる(改正点検告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号。以下「点検告示」という。)別表第1(4)関係)。

## 2 耐圧性能に関する点検について

消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く(点検告示別表第1(5)関係)。

## 第三 施行期日等

### 1 施行期日

- (1) 改正規格省令は平成23年1月1日から施行することとしたこと。
- (2) 特例省令及び特例告示は改正規格省令の施行の日から施行することとしたこと。
- (3) 改正点検告示は平成23年4月1日から施行することとしたこと。

### 2 その他

- (1) 改正規格省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は法第21条の3第1項に規定する総務大臣の登録を受けた法人が行う消防用機械器具等についての試験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。
- (2) 改正規格省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器に係る型式承認及び改正規格省令附則第2条第1項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、平成23年12月31日までの間に限り、なおその効力を有することとしたこと。
- (3) 改正点検告示の施行の際、平成26年3月31日までの間は、点検告示別表第1(5)に定める消火器のうち、製造年から10年を経過したもの(消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。)にあつては、抜取り方式により実施することができるものとして、この規定を適用することとしたこと。

(連絡先)

消防庁予防課 担当：東、岡本、永渕

TEL：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533

消防庁危険物保安室 担当：竹本、中野

TEL：03-5253-7524 FAX：03-5253-7534

総務省令第百十一号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の見出しを「（表示）」に改め、同条第一項第十七号中八を子に改め、口の次に次のように加える。

八 標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限

二 使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

へ 点検に関する事項

ト 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

第三十八条第一項中第十七号を第十九号とし、第二号から第十六号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 住宅用消火器でない旨

三 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別

第三十八条第四項中「円形の標識を設けなければならない」を「表示をしなければならない」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 A 火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適應する消火器にあつては「普通火災用」と、B 火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適應する消火器にあつては「油火災用」と、電気火災に適應する消火器にあつては「電気火災用」とそれぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に掲げる絵表示の色で表示すること。

火災の区分	A火災	B火災	電気火災
絵表示			
絵表示の色	炎は赤色、可燃物は 黒色とし、地色は白 色とする。	炎は赤色、可燃物は 黒色とし、地色は黄 色とする。	電気の閃光は黄色と し、地色は青色とす る。

二 前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径

一・五センチメートル以上の大きさとする。

第三十八条第四項第三号中「黒色で」及び「白色で」を削り、同項第四号を削る。

第四十四条第一号を次のように改める。

一 水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別

第四十四条第十三号中イからホまでを次のように改める。

イ 指示圧力計に関する事項

ロ 使用期間又は使用期限に関する事項

ハ 消火剤の再充てんができない旨

ニ 使用時の安全な取扱いに関する事項

ホ 維持管理上の適切な設置場所に関する事項

第四十四条第十三号ホの次に次のように加える。

へ 点検に関する事項

ト 天ぷら油火災に関する事項

チ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

リ その他取扱い上注意すべき事項

第四十四条中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅用消火器である旨

第五十一条第六号中口を八に改め、イの次に次のように加える。

ロ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

### ( 経過措置 )

第二条 この省令の施行の際、現に日本消防検定協会又は消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十条の三第一項に規定する法人であつて総務大臣の登録を受けた者が行う消防用機械器具等についての試



験を申請している消火器に係る試験については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際、現に型式承認を受けている消火器に係る型式承認及び前項の規定により従前の例によることとされた試験の結果に基づいて型式承認を受けた消火器に係る型式承認は、平成二十三年十二月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

消火器の技術上の規格を定める省令（昭和三十九年自治省令第二十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（表示）</p> <p>第三十八条 消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 水消火器、酸アルカリ消火器、強化液消火器、泡消火器、八 ロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器の区別</p> <p>二 住宅用消火器でない旨</p> <p>三 加圧式の消火器又は蓄圧式の消火器の区別</p> <p>四 使用方法（手さげ式の消火器及び据置式の消火器にあつては、併せて図示すること。）</p> <p>五 使用温度範囲</p> <p>六 B 火災（変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の火災（以下「電気火災」という。）を除く。）又は電気火災に使用してはならない消火器にあつては、その旨</p> <p>七 A 火災又は B 火災に対する能力単位の数値</p> <p>八 放射時間</p> <p>九 放射距離</p>	<p>（表示及び標識）</p> <p>第三十八条 消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。</p> <p>一 水消火器、酸アルカリ消火器、強化液消火器、泡消火器、八 ロゲン化物消火器、二酸化炭素消火器又は粉末消火器の区別</p> <p>二 使用方法（手さげ式の消火器及び据置式の消火器にあつては、併せて図示すること。）</p> <p>三 使用温度範囲</p> <p>四 B 火災（変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備の火災（以下「電気火災」という。）を除く。）又は電気火災に使用してはならない消火器にあつては、その旨</p> <p>五 A 火災又は B 火災に対する能力単位の数値</p> <p>六 放射時間</p> <p>七 放射距離</p>

	十	製造番号
	十一	製造年
	十二	製造者名
	十三	型式番号（自動車用消火器を除く。）
	十四	第十二条第一項第一号に規定する試験に用いた圧力値
	十五	安全弁の作動圧力値
	十六	充てんされた消火剤の容量又は質量
	十七	総質量（充てんされた消火剤を容量で表わすものを除く。）
	十八	ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
	十九	取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
	イ・ロ	（略）
	ハ	標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができ標準的な期間又は期限として設計上設定される期間又は期限
	ニ	使用時の安全な取扱いに関する事項
	ホ	維持管理上の適切な設置場所に関する事項
	ヘ	点検に関する事項
	ト	廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
	チ	その他取扱い上注意すべき事項
2・3		（略）
4		消火器には、その見やすい位置に次の各号に定めるところによ

	八	製造番号
	九	製造年
	十	製造者名
	十一	型式番号（自動車用消火器を除く。）
	十二	第十二条第一項第一号に規定する試験に用いた圧力値
	十三	安全弁の作動圧力値
	十四	充てんされた消火剤の容量又は質量
	十五	総質量（充てんされた消火剤を容量で表わすものを除く。）
	十六	ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
	十七	取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
	イ・ロ	（略）
	ハ	その他取扱い上注意すべき事項
2・3		（略）
4		消火器には、その見やすい位置に次の各号に定めるところによ

火災の区分	絵表示	絵表示の色
A 火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は白色とする。
B 火災		炎は赤色、可燃物は黒色とし、地色は黄色とする。
電気火災		電気の閃光は黄色とし、地色は青色とする。

掲げる絵表示の色で表示すること。

それぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に

「と、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」とそれそれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応する火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に

り、表示をしなければならない。

一 A 火災（電気火災を除く。以下この号において同じ。）に適

応する消火器にあつては「普通火災用」と、B 火災（電気火災を除く。以下同じ。）に適応する消火器にあつては「油火災用

と、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」と

それぞれ明瞭に表示し、併せて、次の表の上欄に掲げる適応す

る火災の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる絵表示を、下欄に

り、円形の標識を設けなければならない。

一 充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キロ

グラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムをこえるものにあつては半径一・五セ

ンチメートル以上の大きさとする。

二 前号の絵表示の大きさは、充てんする消火剤の容量又は質量が、二リットル又は三キログラム以下のものにあつては半径一センチメートル以上、二リットル又は三キログラムを超えるものにあつては半径一・五センチメートル以上の大きさとする。

三 ノズルの切替えにより適応する火災の区分が異なることとなる消火器にあつては、B火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、油火災用」と、電気火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、電気火災用」と、それぞれ明瞭に表示すること。

(表示)

第四十四条 住宅用消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 水消火器、強化液消火器、泡消火器又は粉末消火器の区別
- 二 住宅用消火器である旨
- 三 使用方法(併せて図示すること。)

二 A火災(電気火災を除く。)に適応する消火器にあつては「普通火災用」と黒色で、B火災(電気火災を除く。以下同じ。)に適応する消火器にあつては「油火災用」と黒色で、電気火災に適応する消火器にあつては「電気火災用」と白色で、それぞれ明瞭に表示すること。

三 ノズルの切替えにより適応する火災の区分が異なることとなる消火器にあつては、B火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、油火災用」と黒色で、電気火災に適応するノズルの場合は「ノズルの場合は、電気火災用」と白色で、それぞれ明瞭に表示すること。

(表示)

第四十四条 住宅用消火器には、その見やすい位置に次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

- 一 住宅用水消火器、住宅用強化液消火器、住宅用泡消火器又は住宅用粉末消火器の区別
- 二 使用方法(併せて図示すること。)

- 四| 使用温度範囲
- 五| 適応火災の絵表示（次のように図示すること。）
- 六| 放射時間
- 七| 放射距離
- 八| 製造番号
- 九| 製造年
- 十| 製造者名
- 十一| 型式番号
- 十二| 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十三| ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十四| 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
  - イ| 指示圧力計に関する事項
  - ロ| 使用期間又は使用期限に関する事項
  - ハ| 消火剤の再充てんができない旨
  - ニ| 使用時の安全な取扱いに関する事項
  - ホ| 維持管理上の適切な設置場所に関する事項
  - ヘ| 点検に関する事項
  - ト| 天ぷら油火災に関する事項
  - チ| 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項
  - リ| その他取扱い上注意すべき事項

（表示）

- 三| 使用温度範囲
- 四| 適応火災の絵表示（次のように図示すること。）
- 五| 放射時間
- 六| 放射距離
- 七| 製造番号
- 八| 製造年
- 九| 製造者名
- 十| 型式番号
- 十一| 充てんされた消火剤の容量又は質量
- 十二| ホースの有効長（据置式の消火器に限る。）
- 十三| 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項
  - イ| 使用期間又は使用期限に関する事項
  - ロ| 指示圧力計に関する事項
  - ハ| 天ぷら油火災に関する事項
  - ニ| 消火剤の再充てんができない旨
  - ホ| その他取扱い上注意すべき事項

（表示）

第五十一条 交換式消火器の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一～五 (略)

六 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ 廃棄時の連絡先及び安全な取扱いに関する事項

ハ その他取扱い上注意すべき事項

(準用)

第五十二条 (略)

第五十一条 交換式消火器の本体容器には、次の各号に掲げる事項を記載した簡明な表示をしなければならない。

一～五 (略)

六 取扱い上の注意事項として次に掲げる事項

イ (略)

ロ その他取扱い上注意すべき事項

(準用)

第五十二条 (略)

総務省令第百十二号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二條第二項の規定に基づき、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴う消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の技術上の基準に関する特例を定める省令

次の表の上欄に掲げる消防用機械器具等又は消火設備等について、消防法施行令第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令第二十二條第二項の総務省令で定める技術上の基準の特例及び期間は、同表の中欄及び下欄に掲げるところによるものとする。



	消防用機械器具等又は消火設備等		
消火器	平成二十三年一月一日前の消火器の技術上の規格に係る型式承認を受けているもの	平成二十三年一月一日前の消火器の技術上の規格に適合すること	十一年
		技術上の基準の特例	期間

注

- 一 型式承認とは、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の四第二項の型式承認をいう。
- 二 技術上の規格とは、消防法第二十一条の二第二項の技術上の規格をいう。
- 三 期間は、平成二十三年一月一日から起算するものとする。

附 則

この省令は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。

総務省告示第四百四十号

消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行に伴い、消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十条第二項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第二十二條第二項の規定に基づき、総務大臣が定める日は次のとおりとする。

平成二十二年十二月二十二日

総務大臣 片山 善博

平成二十四年一月一日

附 則

この告示は、消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第百十一号）の施行の日から施行する。

消防庁告示第二十四号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月二十二日

消防庁長官 久保 信保

別表第一(4)中「消火器のうち」を「消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。）のうち、「リ」、「ロ」、設置後1年」を「設置後1年、蓄圧式の消火器にあつては製造年から5年」リ、「ロ」、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の」を「又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは」リ、「3年を経過したもののうち、蓄圧式の消火器（二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。）及び加圧式の粉末消火器」を「消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊結部等に異常が認められなかったもののうち、製造年から3年を経過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器」ロ改め、同表(4)中「二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び」を削り、同表中(5)を(6)とし、(4)の次に次のように加える。

(5) 消火器の耐圧性能

消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していないものを除く。

ア 本体容器

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

イ キャップ

所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がないこと。

別記様式第一（その2）を次のように定める。

消火器の内部等機能	本・体内容筒器等	本体容器												
		内筒等												
		液面表示												
	消火剤	性状												
		消火薬剤量												
	加圧用ガス容器													
	カッター・押し金具													
	ホース													
	開閉式ノズル・切替式ノズル													
	指示圧力計													
	使用済みの表示装置													
	圧力調整器													
	安全弁・減圧孔 (排圧栓を含む。)													
	粉上り防止用封板													
	パッキン													
サイホン管・ガス導入管														
ろ過網														
放射能力														
消火器の耐圧性能														
簡易消具	外形	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
	水量等	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
備考														
測定機器	機器名	型式	校正年月日	製造者名	機器名	型式	校正年月日	製造者名						
器種名	設置数	点検数	合格数	要修理数	廃棄数									

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 消火器の種別欄は、該当するものについて記入すること。Aは粉末消火器、Bは泡消火器、Cは強化液消火器、Dは二酸化炭素消火器、Eはハロゲン化物消火器、Fは水消火器をいう。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は不良個数を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

## 附 則

- 1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件別表第一(5)に定める消火器のうち、製造年から十年を経過したもの（消火器の外形の点検において本体容器に腐食等が認められたものを除く。）にあつては、抜取り方式により実施することができるとして、この規定を適用する。

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件 新旧対照表  
 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件(昭和50年消防庁告示第14号)  
 (傍線は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>別表第1 消火器具の点検基準            機器点検            次の事項について確認すること。            (1)～(3) (略)            (4) 消火器の内部及び機能                <u>消火器(二酸化炭素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。以下同じ。)</u>のうち、<u>製造年から3年(化学泡消火器にあっては設置後1年、蓄圧式の消火器にあっては製造年から5年)を経過したも</u>  <u>の又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封若しくは</u>  <u>緊結部等に異常が認められたもの</u>について実施すること。この場合  <u>において、消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封又は緊</u>  <u>結部等に異常が認められなかったもの</u>のうち、<u>製造年から3年を経</u>  <u>過した加圧式の粉末消火器及び5年を経過した蓄圧式の消火器に</u>            あっては、<u>抜取り方式により点検を行うことができる。</u>            ア～セ (略)            ソ 放射能力            _____  <u>車載式の消火器以</u>  <u>外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放</u>  <u>射能力に異常がないこと。</u></p>	<p>別表第1 消火器具の点検基準            機器点検            次の事項について確認すること。            (1)～(3) (略)            (4) 消火器の内部及び機能                消火器のうち                _____ <u>製造年から3年(化学泡消火器にあっては、設置</u>  <u>後1年</u>  <u>の、又は消火器の外形の点検において安全栓、安全栓の封の</u>  <u>緊結部等に異常が認められたもの</u>について実施すること。この場合  <u>において、3年を経過したもの</u>のうち、<u>蓄圧式の消火器(二酸化炭</u>  <u>素消火器及びハロゲン化物消火器を除く。)</u>及び<u>加圧式の粉末消火</u>  <u>器</u>            あっては、<u>抜取り方式により点検を行うことができる。</u>            ア～セ (略)            ソ 放射能力            _____  <u>二酸化炭素消火器、ハロゲン化物消火器及び車載式の消火器以</u>  <u>外の消火器については、放射試験を抜取り方式により実施し、放</u>  <u>射能力に異常がないこと。</u></p>

<p>(5) 簡易消火用具 ア～イ (略)</p>	<p>(5) 消火器の耐圧性能 消火器のうち、製造年から10年を経過したもの又は消火器の外 形の点検において本体容器に腐食等が認められたものについて実 施すること。ただし、この点検を実施してから3年を経過していな いものを除く。 ア 本体容器 所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がな いこと。 イ キヤップ 所定の水圧をかけた場合において、変形、損傷又は漏水等がな いこと。 (6) 簡易消火用具 ア～イ (略)</p>
-------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



